

深谷市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を活用した本市への寄附を通し、本市の魅力や地元製品のPR、地域振興を図るため、本市へふるさと納税を行った寄附者に対する返礼品の提供を行う「返礼品協力事業者」（以下、「協力事業者」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 協力事業者の要件

登録できる協力事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 市内に事業所等（本・支店問わない）がある事業者であること。ただし、本市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。
- ② 各種関係法令、規則、条例等を順守していること。
- ③ 代表者または申請者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団の構成員等でないこと。

3 協力事業者の特典

登録された協力事業者は、下記の特典を受けることができる。

- ① 市ホームページ及びふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」等の該当ページに、御礼品の商品名、画像、事業者の名称および商品のセールスポイント等が掲載される。
- ② 市が作成するふるさと納税パンフレット等に、返礼品の商品名、画像、事業者名称等が掲載される。
- ③ 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封することができる。

4 協力事業者登録の方法

(1) 申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、下記の資料等を添えて、深谷市担当部署または市の委託先へ提出することとする。

- ① 深谷市ふるさと納税 返礼品協力事業者登録申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② その他深谷市または市の委託先が定める必要書類

なお、登録情報に変更があった場合は速やかに変更届（様式第2号）を提出することとし、登録の取消を希望する場合は登録取消届（様式第3号）を提出することとする。

(2) 受付期間及び採用の可否

応募受付については随時行う。登録申し込みのあった事業者については、本要項に基づき本市関係部署で協議し、採用の可否を決定する。

5 返礼品等について

(1) 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 本市の魅力や特産品のPRにつながる、市内で生産、製造、栽培、加工等をしているもの、または市内で提供されるサービス。ただし、本市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。
- ② 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、予め期間や数量を限定のうえで供給できるものはこの限りではない。
- ③ 市または市の委託業者からの発注後、所定の取り決めにより適切に発送できるものであること。季節商品などを定期的に発送する定期便についても、同様の取扱いができること。
- ④ 食品の場合、御礼品の発送日から賞味ならびに消費期限までに一定以上の期間を有しているものであること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整することにより、商品が適切に寄附者の手元に届くよう協力できるものであること。
- ⑤ 金銭類似性の高いものではないこと。
※金銭類似性の高いものの例
プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント、マイル、通信料金等
- ⑥ 資産性の高いもの（価格が少額なものは除く）ではないこと。
※資産性が高いものの例
電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車
※価格が少額なものかどうかの判断は、国への照会を経て市が行うものとする。
- ⑦ ふるさと納税受付ホームページ掲載用の画像等の提供に協力できること。

(2) 返礼品の価格

別表1の価格帯を参考に返礼品を企画のうえ提案するものとする。返礼品価格は商品代金、送料、梱包資材費等の一切を含む税込み価格とし、通常販売されている小売・店頭価格と同等またはそれ以下とすること。なお、送料は深谷市の委託先が指定する配送業者を利用する場合は、大きさ、地域、温度帯を問わず1件800円とする。ただし配送業者の規定を超える大きさのもの、ならびに引き受けできないものについては、個別に配送方法および配送料を設定するものとする。

(3) 附帯事項

- ① 協力事業者は、所定の様式に商品情報等を記入の上、市または市の委託先へ登録申し込みを行うこととする。申し込みのあった御礼品については、本要項に基づき本市関係部署で協議し、採用の可否を決定する。
- ② 登録された返礼品は、季節や受付状況などにより、商品の入れ替え等を行うことができる。返礼品の取消、変更及び追加を希望する場合は、登録の1ヶ月前までに申し出ることとし、申し出の時点で既に寄附を受け付けている分については、協力事業者が責任をもって対応を行うこととする。
- ③ 登録後においても、返礼品が本要項に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により、登録を取り消すことがある。

6 その他協力事業者が留意すべき事項

- ① 実施にあたっては、深谷市担当部署または市の委託業者と綿密に協議を行い、また、その指示に従うこと。
- ② 協力事業者が本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、深谷市個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。また、個人情報は御礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- ③ 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容については市または市の委託先へ報告すること。この場合において、品質等による保証については、協力事業者が対応すること。
- ④ 協力事業者は、自己のホームページ等において、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」のバナー広告及びリンクを掲載するなど、本市へのふるさと納税の促進に努めること。また、県外で事業者が行うイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなど、本市のふるさと納税のPRに努めること。
- ⑤ 協力事業者は、市の委託業者と取引に関する基本契約を締結するなど、必要な諸手続きを行い、返礼品の提供を行うこと。
- ⑥ 国・県からの通知や助言・指導により、本要項は変更となる場合があること。

別表 1 返礼品価格表

要項 3 (2) に記載の返礼品価格の区分は、次の通りとする。

区分	返礼品価格（市場価格）	寄附額
①	3,000 円以内	1 万円以上
②	6,000 円以内	2 万円以上
③	9,000 円以内	3 万円以上
④	12,000 円以内	4 万円以上
⑤	15,000 円以内	5 万円以上
⑥	30,000 円以内	10 万円以上
⑦	45,000 円以内	15 万円以上
⑧	60,000 円以内	20 万円以上
⑨	75,000 円以内	25 万円以上
⑩	150,000 円以内	50 万円以上
⑪	300,000 円以内	100 万円以上
⑫	450,000 円以内	150 万円以上
⑬	600,000 円以内	200 万円以上